

第4回八街市農業委員会総会

平成28年4月18日

八街市農業委員会

平成28年第4回農業委員会総会

平成28年4月18日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川 正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮 守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 5. 貫井 正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| | | 22. 三須 裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	川崎 義之	主 査	宮内 清志
副 主 幹	梅澤 孝行	主 査 補	浅井 久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時31分)

○三須会長

平成28年第4回の総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変忙しい中、全委員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま局長の方からご挨拶があったとおり、新体制で川崎局長、そして梅澤班長と、力強い事務局ができましたので、ご報告いたします。

なお、熊本の大地震で多数の死傷者が出ております。その中で、私たち農業委員も義援金等の考えもした方がいいのかなと思っております。その節は何とぞご協力をお願いいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で12件、農地公売買受適格者証明1件、農用地利用集積4件、合わせまして総件数で17件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、最初に会務報告をお願いいたします。

○川崎事務局長

会務報告をいたします。

3月24日木曜日、午前10時、転用事実確認現地調査及び農地パトロールを三須会長、森副部長で行いました。

3月25日金曜日、午前10時、第110回農業会議通常総会、また同日午後1時、農業委員会会長・事務局長会議、千葉県教育会館にて三須会長、前醍醐局長に出席いただきました。

3月29日火曜日、午後1時半、第5回八街市農業経営基盤強化促進協議会、市役所第1会議室にて、三須会長に出席いただきました。

4月5日火曜日、午後1時30分、転用事実確認現地調査。中川副会長、武藤副部長、日暮委員で行いました。

4月15日金曜日、午後4時、八街市農業研究会総大会、保健センター大会議室にて、三須会長に出席いただきました。

なお、4月13日水曜日、部会現地調査及び4月15日金曜日に予定しておりました部会面接調査は、案件がなかったため中止となりました。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号1番、内藤委員、2番、船木委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち546.60平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件はこの後の議案第3号5番に関連しております。

次に、番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち496.62平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、この件につきましても、この後の議案第3号6番に関連しております。

次に、番号3、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち584.88平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、この件につきましても、後ほどございます議案第3号7番に関連しております。

以上です。

○三須会長

1番については議案第3号、5番に、2番については同じく6番に、3番については同じく7番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、山林現況畑、面積5,360平方メートルのうち、1,018.32平方メートルです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該新設地に隣接して太陽光事業を行っている権利者が、さらに規模を拡大し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○岩品副部長

議案第2号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西に約3.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。申請者は、2年ほど前から、当該新設地の隣接地で太陽光発電事業を行っており、さらに事業規模を拡大するための申請です。農地性としては、小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光パネル186枚を設置するための用地で、申請面積1,018.32平方メートルであり、面積も妥当と思われます。代替性については、ないものと思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。申請地には、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接農地に対する被害防除計画ですが、隣接農地は申請者の所有する農地であり、また一方の住宅地は一段高くなっておりますので、問題ないものと思われます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、一般質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違地先、地目、畑、面積2,816平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,840平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が、住宅11棟の建築、販売をするものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2

種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは、開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨、意見に付すことが妥当と思われます。

番号2、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積42平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、宅地拡張用地です。転用事由は、申請地隣接に居住する権利者が、宅地の一部を道路として売却することから、その代替地とするものです。農地の区分は、用途地域に隣接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字九十九路地先、地目、畑、面積1,159平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、所在、榎戸字二又台地先、地目、畑、面積462平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、駐車場及び資材置場用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が、駐車場が不足し、また業務用の備品や書類等の保管場所が手狭なため、当該申請地を駐車場及び保管用のコンテナ置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号5、番号6、番号7は、同様の内容なので、一括してご説明いたします。

番号5、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち、0.36平方メートルです。番号6、所在、地目、同じく、面積0.34平方メートルです。番号7、所在、地目、同じく、面積0.39平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号1番、2番、3番にそれぞれ関連しております。

番号8、所在、小谷流字上人塚地先、地目、畑、面積1,943平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,926平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、自動車修理場用地です。転用事由は、現在、申請地の隣接地で自動車修理及び販売を営む権利者が、業務の増加により既存の敷地では手狭なため、拡張するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番を中川副会長、お願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第3号、1番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1.1キロメートルに位置し、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、建売分譲住宅11棟用地ということで、申請面積は2,840平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、全額を自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は市の水道で、生活排水は合併浄化槽を経由してU字溝へ放流、雨水は宅内浸透です。権利者である会社は、県内全域に建売住宅事業を展開しており、事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、2番、3番を長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員

議案第3号、2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の27ページ⑤の(a)の(i)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地拡張用地ということですが、申請面積が42平方メートルであり、面積も妥当だと思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、用水、また雨水・汚水・雑排水などはありません。また、日照、通風の影響もなく、周囲にはブロックを積み、土砂等の流出を防止する。工事中については、通勤・通学の時間帯は資材の搬出入は行わないようにするという事です。

権利者は、義務者が建売分譲住宅用地として売却するにあたり、進入路がなかったため申請地と交換したいということでしたが、地目が畑と宅地で異なっているということから交換できず、売買になったそうです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

続いて、議案第3号、3番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北東へ約800メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の26ページ④の⑥の(u)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電用地ということですが、申請面積は1,159平方メートルであり、面積も妥当だと思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金

にて賄う計画となっております。事業計画ですが、整地処理は重機にて土地を固める。また、汚水・雑排水などはありません。雨水は自然浸透により処理し、工事中は、搬入路に人を配置し、事故防止に努め、外周にフェンスを設置し、人が入らないようにするという事です。また、土砂流出を防止するため、隣地境界には流出止めコンクリート板を設置するという事です。権利者は、太陽光発電事業以外では収益を上げられる見込みが立たないということからも、必要についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま
す。
以上です。

○三須会長

4番は私の担当でございますので、私の方から報告いたします。

○三須会長

それでは、議案第3号、4番について、報告します。

申請地は、JR榎戸駅より東南に約1キロメートルに位置しております。西側が幅員6メートルの位置指定道路に隣接しております。農地区分につきましては、事務指針27ページ⑤、28ページ⑥に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、計画面積は462平方メートルで、自社用の駐車場6台分と、車輛通路分で280平方メートル、備品・書類等の保管用コンテナ2基分と、道路区分の約182平方メートルで、面積妥当と考えます。

隣接農地の被害防除対策は、周囲にコンクリートブロックを積み、土砂の流出を防ぐ計画となっております。用水、排水はございません。雨水は、敷地内自然浸透です。資金につきましては、自己資金であり、これらのことから、本案件は何ら問題ないと思われま
す。

以上です。

○三須会長

次に、5番、6番、7番を保谷委員にお願いいたします。

○保谷委員

では、議案第3号、5番、6番、7番は関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向へ約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針25ページ②④に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針29ページ②④による例外に該当すると判断しました。申請面積は、5番、0.36平方メートル、パネル216枚、杭78本、支柱1本。6番、0.34平方メートル、パネル200枚、杭72本、支柱1本。7番、0.39平方メートル、パネル232枚、杭84本、支柱1本であり、面積は妥当と思われま
す。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画について。造成計画は、造成や埋め立て等はず、設置作業の効率化を目的として整地のみを行う。用水はな

し、雨水は敷地内自然浸透、汚水・排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車輛や人に十分注意を払い、事故のないようにする。被害防除対策、隣接する農地の土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘りの側溝等を講じる。日照についても、太陽光パネルが約2メートルの高さのため、影響はありません。通風に関しても、太陽光の施設に空間があるため問題ありません。隣接する方面の草刈りや管理で、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐということです。なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請用地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準に本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、1番、2番、3番は、農地法第3条地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺農地に関わる営農条件に支障はなく、当該用地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、8番を日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第3号、8番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約6キロメートルに位置し、既存地に接しており、既存地は県道に接しているため、進入路は問題ありません。農地区分ですが、事務指針25ページの②の④に該当するため、第1種農地と判断いたしました。また、事務指針29ページ②の⑥の(オ)による例外に該当すると判断いたしました。

用地には建設機械、特殊車輛、修理車輛が数多く置いてあり、用地が足りないため、新しく修理などをするための車輛は受け入れができずに修理待ちになっており、申請地の必要性が認められます。資金については、自己資金にて賄う計画になっています。申請面積は、妥当と思われま

す。この案件は、昨年12月に申請があり、許可相当ということで、本案件は何ら問題ないと思われま

○三須会長

す。以上で調査報告を終わります。担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

続きまして、5番の関連案件である議案第1号1番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号1番の最終決定については、5条一時転用が関連していることから、知

事の処分に合わせて会長専決として処理してはどうかという意見がありましたが、今後の事務処理については会長専決ということによろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、6番の関連案件であります議案第1号2番については、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号2番の最終決定につきましては、5条一時転用が関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決として処理してはどうかという意見がありましたが、今後の事務処理については会長専決ということによろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、7番の関連案件である議案第1号3番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号3番の最終決定につきましては、5条一時転用が関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決として処理してはどうかとの意見がありましたが、今後の事務処理については会長専決ということによろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

会議中ではありますが、ここで15分ほど休憩をとりたいと思います。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時19分

○三須会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書7ページをごらんください。

議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について、農地法第3条について、ご説明いたします。

番号1、所在、四木字東四木、地目、畑、面積1,011平方メートルほか2筆、合計3筆で4,977平方メートル。事由につきましては、農業経営の規模を拡大したい。

以上です。

○三須会長

以上で調査報告を終わります。

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員

それでは、議案第4号、1番、農地法第3条による農地公売買受適格者証明の交付について、調査報告いたします。

申請地は、JR八街駅より南へ約6キロメートル地点に位置し、境界は石組みされており、現況は畑で、きれいに耕耘してあります。進入路は確保されています。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、報告します。

申請者の所有している主な農機具は、トラクター5台、管理機3台、軽トラ1台、トラックが2台です。労働力は、申請者及び世帯員が4名。年間農業従事日数は、申請者が300日、世帯員が平均200日ぐらいです。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他としまして、営農計画は落花生を作付けする予定であります。通作距離は、自宅から申請地まで600メートルぐらいです。独自販売とのこと。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

それでは、梅澤副主幹、今後の事務の説明をお願いいたします。

○梅澤副主幹

それでは、ご説明いたします。

ただいまご審議いただきました議案第4号につきましては、今後、農地法第3条の規定に基

づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思ひます。

○三須会長

ただいまの事務局の説明のとおり、今後の事務処理につきましては、変更がない場合は会長専決による許可相当でよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、変更のない場合は会長専決といたします。

次に、議案第5号、農地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願ひます。

○梅澤副主幹

それでは、議案書8ページをごらんください。

議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年4月5日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、番号1、所在、八街字東崎、地目、畑、面積3,338平方メートルほか2筆、合計3筆、面積で6,511平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

次に、番号2、所在、八街字松林、地目、畑、面積1万6,529平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

次に、番号3、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積464平方メートルほか5筆、合計6筆で、6,628平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

最後に、番号4、所在、朝日字松里、地目、畑、面積1,785平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から番号4までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積1、577平方メートルのうち420.00平方メートルです。転用目的は、作業スペース用地です。事業内容は、八街市が行う歩道整備に伴うスペースとして、一時的に利用するものです。期間は、平成28年4月25日から6月30日までです。

以上です。

○三須会長

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字西林、地目、畑、面積2、886平方メートルほか3筆、合計4筆で、合計面積9、397平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成28年3月29日です。

以上です。

○三須会長

報告第1号及び第2号については、報告事項でありますので、事務局の説明をもって了承願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○川崎事務局長

閉会を宣す。（午後4時29分）

議事録署名人

議 長

1 番

2 番